

〔小鹿野町物価高騰対応重点支援事業〕
おがニャッピーくらし応援商品券 2026 発行事業 実施要項

1 事業実施の目的

小鹿野町物価高騰対応重点支援事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の下支えをするため、緊急経済対策として「おがニャッピーくらし応援商品券 2026」（以下、商品券）を発行し、町民の家計負担の軽減と地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 商品券事業概要

- (1) 事業名 おがニャッピーくらし応援商品券 2026 発行事業
- (2) 名称 おがニャッピーくらし応援商品券 2026
- (3) 発行元 小鹿野町
- (4) 実施主体 西秩父商工会
- (5) 発行額 128,050,000 円（13,000 円×9,850 セット）
- (6) 商品券額面 1 枚あたり 1,000 円（共通券・小規模小売店専用券の 2 種類）
- (7) 配布内容 町民一人あたり 13,000 円（1,000 円×13 枚綴り）を 1 セット配布
（共通券 9 枚＋小規模小売店専用券 4 枚で 1 セット）
一般世帯用 9,850 冊
共通券：取扱店全店で利用できる商品券
小規模小売店専用券：取扱店の中で中型・大型店以外の店舗で利用できる専用券
※中型店：小鹿野町小売店舗設置届出に関する要綱に基づく総店舗面積 300 m²以上～1000 m²以下の小売店
※大型店：大店立地法に基づく総店舗面積 1000 m²を超える小売店
- (8) 配布対象者 基準日：令和 8 年 1 月 1 日に小鹿野町の住民基本台帳に登録されている者
- (9) 配布方法 小鹿野町から世帯主へ各世帯人数分の商品券を簡易書留で郵送する
※令和 8 年 2 月下旬から順次郵送予定
- (10) 有効期限 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- (11) 換金受付期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 10 月 15 日（木）までとする。
※商工会受付は平日 8：30～17：15 とし、土日祝日は除く
- (12) 換金支払期間 令和 8 年 4 月 30 日（木）から令和 8 年 11 月 2 日（月）までとする。
※なお、毎月 15 日までの換金受付分については当月末（土・日・祝の場合は、翌営業日）に、毎月 16 日から月末までの換金受付分については、翌月 15 日（土・日・祝の場合は、翌営業日後）に振込むものとする。
- (13) 取扱店資格 小鹿野町に店舗・事業所等を有する事業者
- (14) 取扱店登録料 無料

3 商品券取扱上の厳守事項

- (1) 商品券は、取扱店として登録された小鹿野町内の店舗、事業所等（以下「取扱店」という。）における物品の販売又は役務の提供などの取引においてのみ利用することができるものとする。
- (2) 商品券を現金と交換することはできない。
- (3) 商品券の利用が額面に満たない場合においてもつり銭は出さない。
- (4) 有効期間を経過した商品券は無効とする。
- (5) 取扱店における商品券の紛失・盗難・破損に関し、西秩父商工会はその責を負わない。
- (6) 紛失・盗難・破損その他の事由による商品券再発行の申し出には、一切応じることはできない。

4 商品券の利用対象除外

- (1) 税金、水道・電気料金等の公共料金の支払い
- (2) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (4) 取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引
- (5) 買掛金、売掛金の支払い
- (6) 土地・家屋購入、地代・家賃・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い（但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。）
- (8) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用
- (9) 取扱店が特に指定するもの

5 取扱店の参加資格

取扱店の参加資格は、小鹿野町内に店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）を有する事業者とし、次の各号に掲げる事業者は除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者（但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。）
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記4「商品券の利用対象除外」に規定する内容のみを取扱う事業者
- (4) 個人事業者・法人の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に

非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

- (5) 商工業活動を行うにあたり許可又は免許が必要な場合に、必要な許可を取得していない事業者（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許 他）

6 取扱店登録申請

- (1) 取扱店として登録を希望する者は、本事業実施要項に同意の上、「商品券取扱店登録申請書」、「登録に関する同意書」に必要事項を記入し、確認資料（確認資料が必要な場合のみ）を添えて下記宛に提出するものとする。

① 住 所 〒368-0105 小鹿野町小鹿野 298-1

② 名 称 西秩父商工会

③ 提出方法 商工会窓口持参のみ

※窓口受付は平日 8:30~17:15 とし、土日祝日は除く

④ 提出物 1) 「おがニャッピーくらし応援商品券 2026 取扱店登録申請書」

2) 「おがニャッピーくらし応援商品券 2026 取扱店登録に関する同意書」

3) （事業活動を行うにあたり許可証又は免許証が必要な場合のみ）

確認資料：飲食店営業許可、酒類販売業免許等のコピー

- (2) 申請受付期間は、下記のとおりとする。

① 令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）受付分

当該期間に申請書が提出され、期日までに取扱店として登録された場合は、商品券の配布に併せて同封する「おがニャッピーくらし応援商品券 2026」取扱店一覧に掲載するとともに、小鹿野町、西秩父商工会のホームページにて掲載を行う。

② 令和 8 年 2 月 2 日（月）以降受付分

上記①の申請受付期間が経過しても随時受付を行うが、商品券の配布に併せて同封する「おがニャッピーくらし応援商品券 2026」取扱店一覧に掲載されないため、小鹿野町、西秩父商工会のホームページにて掲載を行う。

- (3) 登録申請のあった店舗等に対しては、審査を経た上で取扱店として登録を行い、下記（4）に示すおがニャッピーくらし応援商品券 2026 取扱店登録証明書、取扱店掲示物等を令和 8 年 3 月中旬より順次交付する。ただし、登録後であっても、申請内容に虚偽記載のある場合や本要項に違反する行為等が認められる場合は、登録を取消すものとする。

- (4) 取扱店の配布資料等（無償提供）

① おがニャッピーくらし応援商品券 2026 取扱店登録証明書

② 店内掲示用ポスター一式

③ 取扱店のぼり旗 1 枚

④ 商品券代金請求依頼書（換金伝票）1 枚（初回換金用）

※2 回目以降の換金伝票は、都度、換金時に商工会窓口にて配布する。

7 取扱店の責務等

- (1) 商品券は、再使用等を防止するため、受領後直ちに裏面の引換取扱店記入欄に

取扱店の印（事業所名（店名）ゴム印又は社印（個人事業者は認印でも可）等）を押印し、「使用済券」としなければならない。

- (2) 有効期間経過後の令和8年10月1日（木）以後は、商品券を受取ってはならない。
- (3) 商品券は、受け取る前に問題ないかを確認し、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の使用を拒否するとともに、その事実を速やかに商工会及び警察に通報するものとする。
- (4) 使用済券の使用は、これを拒否しなければならない。既に取扱店の印が押印された商品券は「使用済券」とみなし、使用を拒否しなければならない。
- (5) 商品券を取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引に使用したり、譲渡・売買するなど本事業の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (6) 商品券が利用できる取扱店であることが明確となるよう、商工会から配付された取扱店掲示物等（のぼり旗・ポスター）を分かりやすい場所に掲示するものとする。

8 換金手続等

- (1) 取扱店は、必ず店舗にて使用済券の計数を行い、「おがニャッピーくらし応援商品券 2026 商品券換金請求書（換金伝票）」に所定事項を記入、「使用済券」を提出の上、商工会において換金手続きを行うものとする。なお、取扱店が換金請求時に提出した使用済券の枚数が計数時の使用済券の枚数が合わない場合は、計数時の枚数・金額に修正するものとする。

※商工会受付は平日8:30~17:15とし、土日祝日は除く

下記金融機関に預金口座がない取扱店は、新規に口座を開設しなければ換金を受けることはできない。

a. 埼玉りそな銀行 小鹿野支店

b. 埼玉信用組合 小鹿野支店

ただし、上記金融機関で口座開設できないなど特別な理由がある場合は、他支店での口座の登録を可能とする。

- (2) 換金受付期間は、令和8年4月1日（水）から令和8年10月15日（木）までとする。
- (3) 換金支払期間は、令和8年4月30日（木）から令和8年11月2日（月）までとする。
換金支払は、上記(1)に明記した取扱金融機関で取扱店が指定した口座に振込むことにより行う。※なお、毎月15日までの換金受付分については当月末（土・日・祝・年末年始の場合は、翌営業日）に、毎月16日から月末までの換金受付分については、翌月15日（土・日・祝の場合は、翌営業日後）に振込むものとする。
- (4) 商品券の換金手数料の負担は、「無料」とする。

9 商工会の責務

商工会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の回収枚数を記載した記録簿を作成する。

- ② 商品券の保管は、厳重に行う。
- ③ 本事業に関する書類・個人情報等は、適正に作成・管理の上、本事業が終了した後も、事業検査が完了するまで保管しなければならない。
- ④ 上記の各号のほか、商品券事業に必要な運営管理を行う。
- ⑤ 商品券は小鹿野町が発行した正規の商品券に限り有効とし、偽造、変造その他不正に作成された商品券については、当商工会はその使用または換金に関し一切の責任を負わないものとする。
- ⑥ この要項に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は商工会長が別に定めるものとする。

附則

(実施の時期)

1. この実施要項は、令和8年1月6日から施行する。